

宮崎県公報
別冊

監査報告書

平成20年10月

宮崎県監査委員

目 次

1 監査の概要	1
2 監査の結果	1
3 指摘事項等の内容	2
別表 監査実施機関	14

1 監査の概要

県の91機関について、平成20年6月4日から平成20年8月28日までの間に、平成19年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局		57	57
教 育 委 員 会		21	21
警 察 本 部		7	7
企 業 局	1		1
病 院 局	1	4	5
合 計	2	89	91

監査を実施した機関名及び監査実施日は、別表（14～16ページ）に記載のとおりである。

2 監査の結果

監査の結果、46機関の105件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項又は要望事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	6	14		20
支 出 事 務	7	13	1	21
契 約 事 務	9	25		34
工 事 の 施 工	1	4	1	6
財 産（物品を除く）の管理	1	2		3
物 品 の 管 理	1	8	1	10
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性		4	1	5
そ の 他	1	2	3	6
合 計	26	72	7	105

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
 注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
 要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

[総務部]

(1) 宮崎県税・総務事務所

【注意事項】

- 契約額が100万円以上である警備業務委託等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていないものが見受けられた。
留意を要する。

(2) 都城県税・総務事務所

【指摘事項】

- 都城総合庁舎及び職員駐車場の庭園管理業務委託について、請書と実績報告の薬剤散布回数に相違があった。
留意を要する。

【注意事項】

- 県税収入について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

(3) 西臼杵支庁

【指摘事項】

- 屋外広告物更新許可申請について、許可要件を満たしていない広告物について許可しているものがあった。
善処を要する。

【注意事項】

- 水路敷、道路敷の電柱等に係る行政財産使用料について、調定処理が大幅に遅れているものが見受けられた。
留意を要する。
- 林道事業及び治山事業の現場技術業務委託、災害関連緊急治山事業測量設計委託及び治山林道計画調査事業について、社団法人宮崎県治山林道協会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。
留意を要する。
- 農業農村整備事業の工事に関する設計等委託について、宮崎県土地改良事業団体連合会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。
留意を要する。
- 肉用牛繁殖雌牛導入対策事業（農協有導入型）について、基金造成の補助金が支出されているが、基金造成に当たっての明確な目標等の把握や事業効果の検証が行われていない。事業の適正かつ効果的な推進のため、基金造成計画を策定するとともに、事業効果を十分検証する必要がある。
留意を要する。

(4) 消防学校

【注意事項】

- 給食業務委託契約について、消防学校給食業務実施要領で「給食材料費は別途請求する」と規定されているが、請求先が明確にされていなかった。
留意を要する。

【要望事項】

- 訓練用備品について、購入時期が遅れていたため当該年度のカリキュラムに活用されていなかった。
年度当初からの計画的な購入を要望する。

[福祉保健部]

(5) 中央福祉こどもセンター

【注意事項】

- 郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していた。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。
留意を要する。

(6) 南部福祉こどもセンター

【指摘事項】

- 業務委託医に対する報償費について、予算執行何が行われていなかった。
留意を要する。
- 電気電話屋内配線工事等について、請書が提出されているにもかかわらず、支出負担行為が行われていなかった。
留意を要する。
- 庁舎清掃業務委託について、見積通知と異なる清掃回数で見積書を提出した業者と契約していた。
留意を要する。

【注意事項】

- 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。
- 郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していた。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。
留意を要する。

(7) 北部福祉こどもセンター

【指摘事項】

- 母子寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。
- セキュリティシステム保守管理業務委託について、契約決定した業者の見積内容が予算執行何の内容と相違していた。
留意を要する。

(8) 日南保健所

【注意事項】

- 旅費について、パック旅行を利用する場合の調整誤りにより、支給不足となっているものがあつた。
善処を要する。

(9) 延岡保健所

【注意事項】

- 物品の修繕に係る随意契約について、二者以上の見積書を徴した上で決定すべきところを一者のみの見積りで契約しているものがあつた。
留意を要する。

(10) こども療育センター

【注意事項】

- 郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していた。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。
留意を要する。

(11) みやざき学園

【注意事項】

- 役務費または委託料で支出すべき調査業務について、需用費で支出されているものがあつた。
留意を要する。
- 物品購入の事務において、購入担当者と納品検査者が同一の者となっているものが見受けられた。
留意を要する。

[環境森林部]

(12) 木材利用技術センター

【注意事項】

- 公有財産使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。
- 概算払で支出した試験研究に係る試験体の製作等業務委託料について、額の確定が行われていなかった。
善処を要する。

[商工観光労働部]

(13) 工業技術センター

【注意事項】

- 公衆電話手数料等について、雑入受入れ処理が大幅に遅れていた。
留意を要する。
- 機器の保守点検委託契約について、財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものが見受けられた。

留意を要する。

- 清掃業務委託について、契約書で請負業者が提出することとされている現場主任者及び作業員の通知が提出されていなかった。また、警備業務委託について、契約書でセンターが指定することとされている監督員が指定されていなかった。

留意を要する。

〔 農政水産部 〕

(14) 中部農林振興局

【注意事項】

- 給油券について、発行日より実際の給油日が遅れているものが散見され、中には発行日から20日以上経過して給油されているものも見受けられた。
留意を要する。

(15) 北諸県農林振興局

【注意事項】

- 治山事業の現場技術業務委託について、社団法人宮崎県治山林道協会との一者随意契約となっているものがあつたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。
留意を要する。
- 農業農村整備事業の工事に関する設計等委託について、宮崎県土地改良事業団体連合会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。
留意を要する。
- 平成19年度の新規事業として、野生猿被害防止総合対策事業が実施されているが、事業効果の検証がなされていない。多発する野生猿被害の防止対策をより効果的なものとするために、事業実績を十分検証する必要がある。
留意を要する。
- 肉用牛繁殖雌牛導入対策事業（農協有導入型）について、基金造成の補助金が支出されているが、基金造成に当たっての明確な目標等の把握や事業効果の検証が行われていない。事業の適正かつ効果的な推進のため、基金造成計画を策定するとともに、事業効果を十分検証する必要がある。
留意を要する。

【要望事項】

- 国営かんがい排水事業都城盆地地区関連の県営事業について、国営事業に比べて、末端事業である県営事業の進捗が著しく遅れているため、国営事業が完成しても水の利用ができない状況にある。
事業効果の早期発現のため、県営事業の着手を早める必要がある。

(16) 東臼杵農林振興局

【注意事項】

- 長期研修により月の全日にわたって通勤の実態がない職員の通勤手当について、支給停止処理がされず、過払いとなっているものがあつた。
善処を要する。
- 林道事業及び治山事業の現場技術業務委託、奥地保安林保全緊急対策事業等の測量設計業務委託について、社団法人宮崎県治山林道協会との一者随意

契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。

留意を要する。

- 林道整備に係る設計等委託について、業務内容の変更を指示する際に作成すべき調査職員指示書が作成されていなかった。

留意を要する。

- 備品（コンピュータソフト）について、本来の目的に活用されないまま短期間で廃棄処分されているものがあった。

留意を要する。

- 平成19年度の新規事業として、野生猿被害防止総合対策事業が実施されているが、事業効果の検証がなされていない。多発する野生猿被害の防止対策をより効果的なものとするために、事業実績を十分検証する必要がある。

留意を要する。

(17) 総合農業試験場

【要望事項】

- 試験低コスト耐候性ハウス新設工事において、試験研究に必要との理由で追加工事を内容とする変更契約がなされていた。

施設として欠くことのできない設備等については、当初の設計段階で予算面を含め十分検討することが望まれる。

(18) 総合農業試験場茶業支場

【指摘事項】

- 生産物売払収入のうち委託販売分について、調定処理が大幅に遅れていた。留意を要する。

(19) 農業大学校

【指摘事項】

- 炊事業務委託契約について、契約書で請負業者が年間の業務完了後に提出することとされている業務完了届が提出されていなかった。また、契約額が100万円以上である公園管理作業補助業務及び庭園管理作業補助業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。

- 行政財産使用許可台帳について、平成18年度以降の許可に係る事項が記載されていなかった。

善処を要する。

【注意事項】

- 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、支給不足となっているものや、通勤手当との調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。

善処を要する。

- 米の生産物台帳について、収穫から販売までの過程での数量が把握できるような整理がされていなかった。

留意を要する。

(20) 都城家畜保健衛生所

【注意事項】

- 除草・樹木管理業務等の委託契約書について、収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。
善処を要する。

(21) 畜産試験場川南支場

【注意事項】

- 概算払で支出した養豚経営における高機能膜利用浄化処理機能向上技術開発業務委託料について、額の確定が行われていなかった。
善処を要する。

〔 県土整備部 〕

(22) 日南土木事務所

【注意事項】

- 河川敷占用料の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。
留意を要する。
- 道路管理者以外の者の行う道路工事の承認について、工事が終了しているにもかかわらず工事完成届が提出されていないものが散見された。
善処を要する。

(23) 串間土木事務所

【注意事項】

- 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

(24) 都城土木事務所

【注意事項】

- 河川敷占用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。
- 道路占用料について、調定額の算定を誤り、収入不足となっているものがあつた。
善処を要する。
- 都城霧島公園線湯谷工区の舗装打換工事について、当初設計時に使用した道路台帳の不備により、施工方法の変更が行われていた。
留意を要する。
- 河川改修工事について、当初契約の内容は2箇所の樋門改修であつたが、変更契約により、さらに別の2箇所の樋門改修が追加されていた。今回のような変更契約にあたっては、他の業者の受注機会を損なうおそれがあるため、その必要性について十分検討を行う必要がある。
留意を要する。

(25) 小林土木事務所

【指摘事項】

- 橋梁維持工事について、当該工事とは直接関連性がない工事を設計変更により追加施工しているものがあつた。
留意を要する。

【注意事項】

- 道路占用料について、調定額の算定誤りによる追加徴収や返還が見受けられた。
留意を要する。
- 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

(26) 日向土木事務所

【指摘事項】

- 県営住宅敷地内の電柱等に係る行政財産使用料について、調定処理が大幅に遅れているものが見受けられた。
留意を要する。
- 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。
- 県営住宅管理人手当の報償費について、源泉徴収税の歳入歳出外現金への振替処理が行われていないものがあった。
善処を要する。
- バス借上料に係る資金前渡について、精算事務手続が大幅に遅れているものがあった。
留意を要する。

【注意事項】

- ダム給水設備保守点検業務委託等に係る見積書の徴取等について、事務手続に適切でないものが見受けられた。
留意を要する。
- 契約額が100万円以上であるダム管理等業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。
留意を要する。
- ダム飲料水配水管敷等として民間から借り受けている土地について、借受財産台帳が作成されていなかった。
善処を要する。

(27) 延岡土木事務所

【指摘事項】

- 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

【注意事項】

- 法務局でのコピー代について、資金前渡の手続に適切でないものが見受けられた。
留意を要する。

[教育委員会]

(28) 図書館

【注意事項】

- 旅費について、宿泊料の調整がされていないため、過払いとなっているものがあつた。
善処を要する。

(29) 美術館

【指摘事項】

- 平成19年度予算に係る物品の購入について、平成18年度に契約をしているものがあつた。
留意を要する。
- 旅費について、パック旅行を利用する場合の調整誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。
善処を要する。
- 移動ハイビジョン車運転業務委託について、単価契約であっても年間執行見込額が100万円以上のものについては予定価格調書を作成すべきところ、作成されていなかった。
留意を要する。

【注意事項】

- 展示台製作業務委託等について、財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。
留意を要する。
- 契約額が100万円以上である非常用発電機保守業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。
留意を要する。

(30) 総合博物館

【指摘事項】

- 契約額が100万円以上である展覧会の総合企画及び実施運営に係る業務委託について、契約書で契約の期間が満了するまでに提出することとされている実績報告書が提出されておらず、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。
留意を要する。

(31) 西都原考古博物館

【注意事項】

- 長期継続契約である警備業務委託契約について、翌年度以降において予算が減額または削除された場合に県が契約を解除できる特約事項の規定がなかった。
善処を要する。
- 庁舎清掃業務委託について、契約書で請負業者が作成することとされている業務日誌が作成されていなかった。
留意を要する。

(32) 宮崎東高等学校

【注意事項】

- 授業料の収納事務について、適切でないものがあつた。
留意を要する。

- 物品の購入について、一者による随意契約が可能な10万円未満の契約を同一業者と3日間に2回行っているものがあったが、その合計額は二者以上の見積が必要な10万円を超えていた。当該事例は一般的な事務用品等の購入であり、一つの契約にまとめて二者以上による見積とすべきである。
留意を要する。
- 卒業証明書等について、交付願の確認欄に校長及び事務長の確認印を徴しないまま発行しているものが散見された。
留意を要する。

(33) 日南振徳商業高等学校

【指摘事項】

- 物品の購入について、年度末に年間の必要量を上回る購入が行われているものがあった。
留意を要する。

(34) 高原高等学校

【注意事項】

- 生産物について、生産物明細書から生産物台帳への転記もれとなっているものや、生産物明細書による報告がされなかったために生産物台帳に登録されていないものなどがあった。
善処を要する。
- 校内の保管庫に常備するガソリンタンクから自家用車に給油する事例が発生している。再発防止のため、物品管理の徹底が必要である。
留意を要する。

(35) 延岡青朋高等学校

【要望事項】

- 学校納入金については、県立高等学校管理運営規則により「保護者の負担軽減に努めなければならない」と規定されているが、繰越額が多額となっているものがみられる。また、「公金に準じた処理により保護者に会計報告がなされなければならない」と規定されているが、一部について会計報告がなされていない。
学校納入金についての適切な管理運営が望まれる。

(36) 延岡商業高等学校

【要望事項】

- 学校納入金については、県立高等学校管理運営規則により「保護者の負担軽減に努めなければならない」と規定されているが、繰越額が多額となっているものがみられる。また、「公金に準じた処理により保護者に会計報告がなされなければならない」と規定されているが、一部について会計報告がなされていない。
学校納入金についての適切な管理運営が望まれる。

(37) 門川高等学校

【注意事項】

- 需用費で支出すべき修繕費用について、委託料で支出されているものがあつた。

留意を要する。

(38) 日南くろしお支援学校

【注意事項】

- 契約額が100万円以上である養護学校等医療的ケア実施事業委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。
留意を要する。

〔 警察本部 〕

(39) 串間警察署

【注意事項】

- 物品の購入について、一者による随意契約が可能な10万円未満の契約を同一業者と2日連続して行っているものがあつたが、その合計額は二者以上の見積が必要な10万円を超えていた。当該事例は一般的な事務用品等の購入であり、一つの契約にまとめて二者以上による見積とすべきである。
留意を要する。
- 串間警察署公共下水道配管接続工事について、請負業者に対して交付すべき監督員選任通知書が作成されていなかった。
留意を要する。

(40) 高岡警察署

【注意事項】

- 旅行命令書が作成されていないため、旅費が支給されていないものがあつた。
善処を要する。

〔 企業局 〕

(41) 企業局

【指摘事項】

- 公有財産使用料等について、調定事務が大幅に遅れているものが散見された。
留意を要する。

【注意事項】

- 企業局地域振興貸付金の貸付に関する覚書について、契約の相手方を知事とすべきところを環境森林部長としていた。
留意を要する。
- 普通財産の貸付手続について、手続及び貸付契約内容の一部に企業局固定資産管理要領に定める事務処理となっていないものが見受けられた。
善処を要する。

【要望事項】

- 岩瀬ダム漁業補償については、放流基金として企業局が運用し、放流費の財源として活用されているが、運用益だけでは賄えず、企業局が不足分を補填している。
現時点では、放流基金の取扱方針が明確に示されていないことから、早急

に方針決定を行うことが望まれる。

〔 病院局 〕

(42) 経営管理課

【指摘事項】

- 宮崎病院及び延岡病院の施設整備に係る設計業務委託について、契約日が落札決定の日から7日を超えているものが見受けられた。
留意を要する。

【注意事項】

- 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。
善処を要する。

【要望事項】

- 宮崎、延岡及び日南の各病院において、高額医療器械の購入時期が年度末近くとなっているものが見受けられた。
医療機能の充実と患者サービスの向上のため、早期購入が望まれる。

(43) 宮崎病院

【注意事項】

- 個人負担の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。
- セミナー参加料に係る資金前渡について、精算事務手続が遅れているものがあった。
留意を要する。

(44) 日南病院

【注意事項】

- 個人負担の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

(45) 延岡病院

【指摘事項】

- 洗濯業務及びリネンサプライセンター業務委託について、予算執行何額を超えて執行されていた。
留意を要する。
- 医療機器類の借上げに係る単価契約について、① 見積書の日付や単位表示が適切でないもの、② 年間執行見込額が100万円以上のものについて予定価格調書を作成していないもの、③ 単価ではなく年間執行見込額を予定価格としているもの、が散見された。
留意を要する。
- 物品の修繕や売買に係る契約書について、① 相手方が保有すべき契約書を相手方に渡していないもの、② 収入印紙が貼付されていないもの、③ 病院長の押印がされていないもの、が散見された。
善処を要する。

【注意事項】

- 旅費について、県外旅行雑費の調整がされていないため、過払いとなっているものが散見された。
善処を要する。
- 契約額が100万円以上であるボイラー・圧力容器点検整備業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。
留意を要する。

(46) 富養園

【注意事項】

- 警備業務及び建物内清掃業務の入札について、代決権のない者が入札執行者となっていた。
留意を要する。
- 衛生補助業務委託等について、財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが見受けられた。
留意を要する。

【別表】 監査実施機関

部局等名	機 関 名	監査実施日
総務部	宮崎県税・総務事務所	平成20年 8月21日
	日南県税・総務事務所	平成20年 8月 4日
	都城県税・総務事務所	平成20年 8月20日
	小林県税・総務事務所	平成20年 8月 5日
	日向県税・総務事務所	平成20年 8月 7日
	西臼杵支庁	平成20年 8月 5日
	消防学校	平成20年 7月16日
福祉保健部	中央福祉こどもセンター	平成20年 7月10日
	女性相談所	平成20年 7月10日
	きりしま寮	平成20年 7月10日
	中央児童相談所	平成20年 7月10日
	南部福祉こどもセンター	平成20年 7月15日
	都城児童相談所	平成20年 7月15日
	北部福祉こどもセンター	平成20年 7月16日
	延岡児童相談所	平成20年 7月16日
	日南保健所	平成20年 7月 9日
	都城保健所	平成20年 8月20日
	日向保健所	平成20年 8月 4日
	延岡保健所	平成20年 7月16日
	こども療育センター	平成20年 6月16日
	都城食肉衛生検査所	平成20年 8月27日
	高崎食肉衛生検査所	平成20年 7月14日
	小林食肉衛生検査所	平成20年 7月14日
	都農食肉衛生検査所	平成20年 8月18日
	日向食肉衛生検査所	平成20年 8月 7日
	みやざき学園	平成20年 7月15日
環境森林部	木材利用技術センター	平成20年 7月22日
商工観光労働部	工業技術センター	平成20年 7月30日
	食品開発センター	平成20年 7月30日
	産業技術専門校	平成20年 7月30日
	産業技術専門校高鍋校	平成20年 7月30日

部局等名	機 関 名	監査実施日
農政水産部	中部農林振興局	平成20年 8月21日
	南那珂農林振興局	平成20年 8月25日
	北諸県農林振興局	平成20年 8月 7日
	西諸県農林振興局	平成20年 8月19日
	児湯農林振興局	平成20年 8月18日
	東臼杵農林振興局	平成20年 8月28日
	総合農業試験場	平成20年 7月 2日
	総合農業試験場畑作園芸支場	平成20年 7月 2日
	総合農業試験場茶業支場	平成20年 7月 2日
	総合農業試験場亜熱帯物支場	平成20年 7月 2日
	総合農業試験場薬草・地域作物センター	平成20年 7月 2日
	農業大学校	平成20年 8月 8日
	病虫害防除・肥料検査センター	平成20年 7月 2日
	宮崎家畜保健衛生所	平成20年 8月26日
	都城家畜保健衛生所	平成20年 8月 5日
	延岡家畜保健衛生所	平成20年 8月20日
	畜産試験場	平成20年 8月 7日
	畜産試験場川南支場	平成20年 8月 7日
県土整備部	日南土木事務所	平成20年 8月26日
	串間土木事務所	平成20年 7月31日
	都城土木事務所	平成20年 8月18日
	小林土木事務所	平成20年 7月31日
	日向土木事務所	平成20年 7月22日
	延岡土木事務所	平成20年 7月30日
	油津港湾事務所	平成20年 8月27日
	都市公園総合事務所	平成20年 7月29日
教育委員会	南那珂教育事務所	平成20年 8月27日
	児湯教育事務所	平成20年 7月24日
	図書館	平成20年 7月17日
	美術館	平成20年 8月 6日
	総合博物館	平成20年 8月20日

部局等名	機 関 名	監査実施日
教育委員会	西都原考古博物館	平成20年 8月12日
	宮崎東高等学校	平成20年 6月17日
	宮崎農業高等学校	平成20年 6月25日
	佐土原高等学校	平成20年 6月 9日
	日南農林高等学校	平成20年 6月19日
	日南振徳商業高等学校	平成20年 6月12日
	都城泉ヶ丘高等学校	平成20年 6月10日
	高原高等学校	平成20年 7月 9日
	都農高等学校	平成20年 6月 4日
	延岡青朋高等学校	平成20年 7月23日
	延岡商業高等学校	平成20年 7月23日
	門川高等学校	平成20年 7月17日
	みやざき中央支援学校	平成20年 6月 4日
	日南くろしお支援学校	平成20年 6月12日
	都城きりしま支援学校	平成20年 6月10日
	都城きりしま支援学校小林分校	平成20年 6月10日
警察本部	宮崎南警察署	平成20年 7月 2日
	串間警察署	平成20年 6月11日
	小林警察署	平成20年 7月 9日
	高岡警察署	平成20年 7月24日
	西都警察署	平成20年 6月 5日
	日向警察署	平成20年 6月12日
	延岡警察署	平成20年 7月24日
企業局		平成20年 7月 8日
病院局	経営管理課	平成20年 7月 8日
	宮崎病院	平成20年 6月27日
	日南病院	平成20年 6月19日
	延岡病院	平成20年 6月24日
	富養園	平成20年 6月11日